

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和 7年 4月 1日 現在＞

1. 室賀の里いきいき介護センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 31-0006(8:30~17:15まで)

担当 窪田 由理絵

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 室賀の里いきいき介護センターの概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	室賀の里いきいき介護センター
所在地	上田市上室賀19番地
介護保険指定番号	居宅介護支援 2070300021
サービスを提供する地域 *	上田市全域他

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	専・兼	計
管理者	主任介護支援専門	1名		兼務	1名
介護支援専門員	介護福祉士等	3名			3名
事務職員		1名		兼務	1名

(3) 営業時間

月曜日から金曜日までの 午前8時30分～午後5時15分

(4) 休業日

土曜日・日曜日・国民の祝日・12月29日から1月3日まで

* 緊急連絡電話 31-0002 特別養護老人ホーム 室賀の里

* なお、休日についても、緊急の場合にはできる限り対応いたします。

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当センターからサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日上田市の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

要介護1・2 12,490 円/月

要介護3・4・5 16,230 円/月

初回加算 3,000 円/月

特定事業所加算(Ⅲ) 3,230 円/月

入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,500 円/月 (入院当日に情報提供した場合)

入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,000 円/月 (入院後3日以内に情報提供した場合)

通院時情報連携加算 500円/月 (通院に同席し医師から情報を受けケアプランに記録した場合)

退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1回	4,500円	6,000円
連携 2回	6,000円	7,500円
連携 3回	×	9,000円

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費(40円/1km)が必要です。

(3) 解約料

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	上記金額の1/2を負担して頂きます
保険者(区市町村)への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合	介護給付金が支給されるため、料金は一切かかりません

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、

末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金の中からご契約の際に選べます。

4. 当センターの居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

事業の運営に当たっては、次の事項に配意して行います。

①被保険者が、要介護状態等になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配意して行うものとする。

②被保険者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な指定居宅サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

当事業所ケアプランの訪問、通所、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙にて。

③指定居宅サービス等を紹介する場合は、被保険者の意思及び人格を尊重し、常に被保険者の立場に立って、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うものとする。

④市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	一	全国社会福祉協議会方式 他
介護支援専門員への研修の実施	有	年間を通じを実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客さまのご都合により 解約した場合の解約料	有	上記費用の1/2

5. 介護支援実施の契約

介護支援を行うに当たっては、利用者と当法人とが契約をしていただきます。契約書は別紙によります。

なお、契約当事者である利用者の中には、心身の障害等により契約の内容が理解できない方があることが懸念されますので、利用者の権利を保護するため、契約に当たっては、利用者の他に必ず代理人の署名もお願いします。代理人は、身元引受人としての役割を担っていただきます。

6. 秘密保持

同意書をもって、担当者会議等に使わせていただいた個人情報については、他に漏らすことはありません。

また、契約終了後も同様です。

7. 事故発生時の対応

介護支援の支援の提供により事故が発生した場合には、市町村等関係者に連絡し必要な措置を講ずるものとする。同時に、財産等何らかの損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

8. 業務継続計画の策定

事業所は、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を計るための計画を策定し業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために次の措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に一回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的に実施します。

10. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における虐待防止の為の指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し虐待防止の為の研修を定期的に実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

担当 窪田 由理絵

11. 身体拘束等の原則禁止

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束や行動を制限することは行いません。ただし、本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対して説明し同意を得たうえで必要最小限の範囲内で行なうことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様などについて記録します。

また事業者として、身体拘束をなくすための取り組みを積極的に行ないます。

12. サービス内容に関する苦情

① 当センターお客さま相談・苦情担当

当センターの居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 窪田 由理絵 電話 31-0006

② その他

当センター以外に、下記のとおり苦情を伝えることができます。

1, 上田市高齢者介護課 Tel 0268-23-5140

2, 長野県国民保険団体連合会 Tel 026-238-1555

3, 長野県福祉サービス運営適正化委員会 Tel 026-226-2035

4, 苦情解決第三者委員

湯本孝一(Tel026-272-4212)・師川敦子(Tel25-3363)・日野芳子(Tel36-3743)

9. 社会福祉法人上田しいのみ会が行っているその他の事業

(1) 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 室賀の里

指定日 平成11年12月27日 事業者番号 2070300252

(2) 短期入所生活介護 室賀の里短期生活介護センター

指定日 平成11年11月30日 事業者番号 2070300211

(3) 通所介護 室賀デイサービスセンター

指定日 平成11年11月30日 事業者番号 2070300203

(4) 川西地域包括支援センター

指定日 平成 18年 4月 1日 事業者番号 2000300059

(5) 介護予防短期生活介護事業 室賀の里短期生活介護センター

指定日 平成 18年 4月 1日 事業者番号

(6) 介護予防通所介護事業 室賀デイサービスセンター

指定日 平成 18年 4月 1日 事業者番号